毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総　務　部
　　法務・法人局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

告　　示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（２件）……（情報政策課）　48
○特定調達契約に係る入札の公告の廃止（２件）……（技術普及課）　49
○土地改良区の定款の変更の認可……（農業施設管理課）　49
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　49
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）　49
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　49
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　49
○森林法による通知に代える公示……（治山課）　50
○道路の区域の変更及び供用の開始……（維持管理防災課）　50
○土砂災害警戒区域の指定……（維持管理防災課）　50
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（維持管理防災課）　51
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……（経理課）　53
○特定調達契約に係る入札の公告……（調達課）　53

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　54

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　56

告　　示

北海道告示第372号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
　北海道電子自治体共同システム運用保守業務　一式
2　随意契約の相手方を決定した日
　平成30年４月２日
3　随意契約の相手方の氏名及び住所
　(1)　氏　名　　株式会社ＨＡＲＰ
　(2)　住　所　　札幌市中央区北１条西６丁目１番２号
4　随意契約に係る契約金額
　166,568,400円（うち北海道契約額　36,265,400円）
5　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
6　随意契約によった理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号の規定による。
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
　(1)　名　称　　北海道総合政策部情報統計局情報政策課
　(2)　所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第373号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
　北海道自治体情報セキュリティクラウド運用保守等業務　一式
2　随意契約の相手方を決定した日
　平成30年４月２日
3　随意契約の相手方の氏名及び住所
　(1)　氏　名　　株式会社ＨＡＲＰ
　(2)　住　所　　札幌市中央区北１条西６丁目１番２号
4　随意契約に係る契約金額
　328,168,800円（うち北海道契約額　87,177,000円）
5　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
6　随意契約によった理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号の規定による。
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
　(1)　名　称　　北海道総合政策部情報統計局情報政策課
　(2)　所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第374号

平成30年北海道告示第353号（特定調達契約に係る入札の公告）は、廃止する。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第375号

平成30年北海道告示第354号（特定調達契約に係る入札の公告）は、廃止する。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成30．5.11	北竜土地改良区
同　30．5.14	倶知安土地改良区

北海道告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定により、道営土地改良（わっさむ地区（農用地改良保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成30年５月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林の所在場所　　二海郡八雲町浜松154の７から154の９まで・154の23から154の25まで・258の２・260・284の４（以上９筆について次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的　　土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　　雪崩の危険の防止

３　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第380号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件の変更に係る保　　利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の２の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を洞爺湖町役場の掲示場に掲示した。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 通知の内容　平成30年北海道告示第304号
2 所在が不分明な者　鈴木　信夫、斉藤　きよ

北海道告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 道路の種類　道道
2 路線名　旭川環状線
3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
旭川市神居２条１丁目209番１地先から同市神居２条１丁目199番３地先まで	前	27.13mから38.58mまで	85.08m	―
旭川市神居２条１丁目209番１地先（一般国道12号交点）から同市神居２条１丁目199番３地先まで	後	27.13mから41.31mまで	100.00m	一般国道12号重複　L=14.92m

---

北海道告示第383号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
福田川西10号の沢川（Ⅱ－72－1210）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市柏木（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
福田下の沢（Ⅱ－72－1220）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市大正（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
柏木の沢（Ⅱ－72－1440）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市富里（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
登沢（Ⅱ－72－1450）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市富里（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中山の沢（Ⅲ－72－074）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市富里（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中島沢川（Ⅰ－33－0510）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市中島本町２丁目、中島本町３丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知利別４丁目の沢川（Ⅰ－33－0570）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市知利別町４丁目、天神町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭知利別町２－２（Ⅰ－３－233－1873）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市知利別町２丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭寿町３丁目（Ⅰ－３－532－3090）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市寿町３丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第384号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
母恋川（Ⅰ－33－0740）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋北町３丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町１（Ⅰ－３－155－1795）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町１丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり
3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町（Ⅰ－３－156－1796）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町１丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋北町３丁目３（Ⅱ－３－101－1274）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋北町３丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭御崎町２丁目５（Ⅱ－３－110－1283）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市御崎町２丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭知利別町３丁目２（Ⅱ－３－122－1295）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市知利別町３丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭知利別町４丁目２（Ⅱ－３－124－1297）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市知利別町４丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭高平町５（Ⅱ－３－128－1301）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市高平町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭知利別町４丁目１（Ⅲ－３－32－510）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市知利別町４丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭中島本町３丁目１（Ⅲ－３－33－511）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市中島本町３丁目、八丁平５丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浄水場裏の沢川（Ⅱ－22－0620）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡知内町字湯ノ里（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
知内中ノ川２（Ⅱ－２－152－935）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡知内町字中ノ川（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
知内重内（Ⅱ－２－153－936）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡知内町字重内（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第385号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成30年６月１日から施行する。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

２　収納代理金融機関の項釧路市東部漁業協同組合の事項を削る。

北海道告示第386号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年５月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称（１月当たりの単価及び１枚当たりの単価）及び数量
ア　入札番号１　複写機等の賃貸借（北海道本庁等及び北海道教育庁）
(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。）　一式
(イ) 調達台数及び調達予定枚数　52台及び１月当たり　1,881,800枚
イ　入札番号２　複写機等の賃貸借（北海道本庁）
(ア) 複写機等の賃貸借　一式
(イ) 調達台数及び調達予定枚数　１台及び１月当たり　230枚
(2) 調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(3) 契約期間　平成30年８月１日から平成35年７月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
(4) 納入場所　入札説明書による。
２　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
３　条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　申請の時期　平成30年５月22日（火）から同年６月22日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時（初日は午後１時）から午後５時まで

イ　申　請　の　方　法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館４階　北海道出納局会計管理室調達課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館４階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館４階　北海道出納局会計管理室調達課）

⑵　入　札　日　時　　平成30年７月２日（月）午後２時（送付による場合は、同年６月29日（金）までに必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

6　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm）においてダウンロードすることができる。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る１月当たりの入札金額（単価）に、１枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

9　落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10　支出負担行為担当者

北　海　道　知　事　　高　橋　はるみ

北海道教育委員会教育長　　柴　田　達　夫

11　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑸、⑺、⑽、⑾及び⒀から⒂までによるほか、次による。

⑴　１の⑴のアについては、２つの機関で供給を受ける契約に係る入札を１つの入札として執行する。

⑵　契約に関する事務を担当する組織

ア　名　　称　　北海道出納局会計管理室調達課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西７丁目

ウ　電　話　番　号　　011－204－5076

12　Summary

A　Nature and quantity of the products to be procured :

a　Lease of copying machine 52 sets

b　Lease of copying machine 1 sets

B　Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 2, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than June 29, 2018)

C　Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第95号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年５月22日

北海道オホーツク総合振興局長　藤　田　　二

1　入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量　自走式リール巻取散水機ほか１品目　全68点
(2) 調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入期日　平成31年３月20日（水）
(4) 納入場所　紋別郡湧別町南兵村三区582番地５

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期　平成30年５月22日（火）から同年６月22日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
イ 申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先　郵便番号 093－8585　網走市北７条西３丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
北海道オホーツク総合振興局総務課

5　入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所　網走市北７条西３丁目　北海道オホーツク合同庁舎３階１号会議室（送付による場合は、郵便番号 093－8585　網走市北７条西３丁目　北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）
(2) 入札日時　平成30年７月20日（金）午後１時30分（送付による場合は、同時刻までに必着）
(3) 開札場所　(1)に同じ。
(4) 開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金
平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

7　入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所　北海道オホーツク総合振興局総務課需品係
(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm）においてダウンロードすることができる。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の２の(2)のア及び３の(1)による。

9　落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10　その他
(1) 平成16年北海道告示第448号の４の(1)、(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
ア 名称　北海道オホーツク総合振興局総務課
イ 所在地　郵便番号 093－8585　網走市北７条西３丁目
ウ 電話番号　0152－41－0608
(2) この入札は、今後、落札者が道が行う指名競争入札に関する指名を停止された場合の仮契約の解除等に関する事項等を追加するための入札公告及び仮契約書の修正を行う場合がある。

11　Summary
A　Nature and quantity of the products to be procured : Self-Propelled Reel Irrigator and 1 items 68 in total
B　Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 20, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than the same time)
C　Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General

Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道教育庁教育局告示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年５月22日

北海道教育庁オホーツク教育局長　松　本　邦　由

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア　Ａ重油その１（網走養護学校納入分）　149,000リットル
イ　Ａ重油その２（北見支援学校納入分）　54,500リットル
ウ　Ａ重油その３（紋別養護学校ひまわり学園分校納入分）　34,666リットル
エ　Ａ重油その４（紋別養護学校納入分）　86,833リットル
オ　Ａ重油その５（紋別高等養護学校納入分）　143,833リットル

(2)　調達をする物品等の仕様等　ＪＩＳ規格１種２号

(3)　契約期間　契約締結の日から平成31年５月31日まで

(4)　納入場所　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4)　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第１項の規定による石油販売業の届出のうち、重油について届出をしていること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成30年５月22日（火）から同年６月21日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで。ただし、最終日の同年６月21日（木）は午後１時までとする。

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 093－8619　網走市北７条西３丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　網走市北７条西３丁目　北海道オホーツク合同庁舎３階２号会議室（送付による場合は、郵便番号 093－8619　網走市北７条西３丁目　北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2)　入札日時　平成30年７月３日（火）午前10時（送付による場合は、同月２日（月）午後５時までに必着）

(3)　開札場所　(1)に同じ。

(4)　開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

7　一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)　名称及び数量　Ａ重油　892,295リットル

(2)　予定時期　平成30年９月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　４に同じ。

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。
また、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ（http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm）においてダウンロードすることができる。

9　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のウ及び３の⑴による。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑸、⑺、⑽、⑾及び⒀から⒂までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

⑴　名　称　北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

⑵　所　在　地　郵便番号 093－8619　網走市北７条西３丁目

⑶　電　話　番　号　0152－41－0785

12　Summary

A　Nature and quantity of the products to be procured :

a　Fuel oil A (JIS class 1, No 2)　149,000 liter

b　Fuel oil A (JIS class 1, No 2)　54,500 liter

c　Fuel oil A (JIS class 1, No 2)　34,666 liter

d　Fuel oil A (JIS class 1, No 2)　86,833 liter

e　Fuel oil A (JIS class 1, No 2)　143,833 liter

B　Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 3, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 2, 2018)

C　Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan

Phone : 0152-41-0785